

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に係る協議について

丹波少年自然の家事務組合理約を別記のとおり変更することについて構成団体と協議するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

丹波少年自然の家事務組合同規約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合同規約（昭和54年丹波少年自然の家事務組合同規約第1号）の一部を次のように変更する。

第14条の次に次の1条を加える。

（解散した場合の事務の承継及び決算審査）

第15条 組合が解散した場合においては、丹波市がその事務を承継する。

2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、丹波市の監査委員が審査を行い、その意見を付けて丹波市の議会の認定に付すものとする。

附 則

1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。